

札の辻スクエア 3階交流スペース
「港区と全国をつなぐコーナー」

出 展 要 項

令和5年3月

1 概要

(1)目的

連携自治体へ札の辻スクエア3階交流スペース「港区と全国をつなぐコーナー」(以下「つなぐコーナー」といいます。)を貸し出し、全国各地域の物販イベントやワークショップ等を実施することで、全国各地域、区民、産業の複合的な出会いを生み出し、地域のにぎわいの創出や全国各地域の活性化につなげることを目的としています。

(2)つなぐコーナーの概要

- ア 名称：札の辻スクエア3階交流スペース
「港区と全国をつなぐコーナー」
- イ 住所：港区芝五丁目36番4号
- ウ 床面積：約40㎡
- エ アクセス：JR田町駅三田口(西口)から徒歩4分、
都営三田線・浅草線三田駅A2出口から徒歩2分



(3)貸出時間・イベント等実施時間

- ア 貸出時間 9時00分から17時15分まで
- イ イベント実施時間 10時00分から16時30分まで

(4)出展料

無料

(5)貸出条件

- ア 区の連携自治体であること。
- イ (6)のいずれかの実施内容に当てはまること。
- ウ 貸出物品一覧以外に必要なものについては、出展者が準備すること。
- エ 使用後は現状復帰させること。
- オ 使用時に出たゴミについてはすべて出展者が持ち帰ること。
- カ つなぐコーナー以外でのPR活動等をしないこと。
- キ 酒類販売をする場合は税務署への届出をすること。
※使用料や出展料などはかかりません。

(6)実施内容

- ア 連携自治体の特産品等を販売する物販イベント
- イ 連携自治体の魅力発信につながるPRイベント

- ウ 連携自治体と区民等との交流につながるワークショップ
- エ その他事業等(移住・定住、ふるさと納税を除く)の情報発信

(7)役割

ア 区

- (ア)出展自治体と産業振興センターとの調整
- (イ)広報等の情報発信(ホームページ、SNS等)
- (ウ)物販を伴う場合の保健所への申請
- (エ)貸出・使用可能な物品の準備・片付け(点検)

イ 出展者

- (ア)実施内容の企画
- (イ)チラシの作成(雛形は区が提供します)
- (ウ)出展期間中の対応
- (エ)税務署への届出(酒類販売をする場合)
- (オ)会場設営・撤去

2 貸出・使用可能物品一覧

別紙1「貸出可能物品一覧」を参照

※なお、この他に別紙2「消耗品セット」が使用可能です(申請不要)。

3 申込から実施までの流れ

(1)申込方法

イベント等の実施を希望される月の前々月の15日までに全国連携推進担当(03-3578-2508)まで連絡のうえ、別紙3「使用申請書」を以下のメールアドレスまでお送りください。

送付先：kikaku@city.minato.tokyo.jp (企画課全国連携推進担当宛)

※重複があった場合には抽選とさせていただきますので、予めご了承ください。また、受付期限を過ぎてからの貸出を希望される場合には、全国連携推進担当までご相談ください。

(2)実施内容・スケジュールの確認

実施内容や広報・荷物の搬出入などのスケジュールについて、区と調整し、確定させます。

(3)会場設営・イベント等の実施・撤去

(4)実績報告

イベント等の実施日、実施内容、従事職員数、来場者数、売上等について、後日、区へ報告してください(様式任意)。

4 出展に関する留意事項

(1)出展にあたり発生した事故及び飲食販売、物品販売に起因する全ての事項については、出展者である各自自治体等が責任を持って解決し、区は一切の賠償などの責任は負いません。

(2)販売条件について

ア 生肉・生魚の販売はできません。(冷凍や真空パックの肉や魚は可)

イ 販売可能な商品一覧

(ア)ジュース、酒類（酒類は要酒販免許・税務署届出）

(イ)野菜、果物、漬物等加工品（浅漬け不可）、菓子類（生菓子不可）

(ウ)雑貨等は、特に規制はありません。

(エ)魚の干物など塩乾物

※上記以外の食品を販売される場合は担当までお問合せください。

※他地区で販売可能な食品も条例等や保健所の判断、施設の管理運営上の都合により販売できない場合もあります。

(3)食品の試食について

販売している食品の試食提供については、簡易に提供できる場合に限りま
す。試食を希望される場合には、担当までご相談ください。

(4)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に関して

事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン(イベント編)を遵守の上、新
型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底してください。

【感染拡大防止の主な取組例】

- ・従事者は、従事前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認する。
- ・従事者と来場者が手指消毒できるよう、消毒備品等を設置する。
- ・キャッシュレスなどの非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する。

5 搬出入について

(1)当日車両で荷物の搬出入を行う場合には、事前に担当までご連絡ください。

(2)当日、出展者自身が会場まで手荷物あるいは車両にて搬入してください。

(3)荷物の事前預かりはできません。

(4)当日現地着で荷物を配送して受け取る場合は自己責任とし、区では荷物の所在や受取りに関する責任は負いかねます。

6 その他

不明な点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

【担 当】

港区企画課全国連携推進担当 杉山、田中

電話：03-3578-2508